

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う国による補助制度の概要 (耐震対策緊急促進事業について)

改正耐震促進法により耐震診断を義務付けられた建築物の所有者である民間事業者が、実施する耐震診断・補強設計・耐震改修に対し、国が事業に要する費用の一部を助成することになりました。

(国土交通省 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html)

【耐震診断を義務付けられた建築物】

1. 要緊急安全確認大規模建築物

耐震基準について既存不適格建築物である、

- ①病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物
- ②小学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物
- ③火薬類等危険物の貯蔵場・処理場

のうち大規模なもの。

2. 要安全確認計画記載建築物

耐震基準について既存不適格建築物である、特定緊急輸送道路の沿道建築物。

【対象建築物の要件等】

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたもの。
 - 要緊急安全確認大規模建築物、又は要安全計画記載建築物。
 - 建築基準法令に違反していないもの。(耐震関係規定以外の建築基準法令の違反がある場合は、違反是正が行われることが確実であると認められるものを含む。)
 - 他の補助事業との併用がないこと。(住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した補助制度との併用は可能です。)
 - 補強設計については耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
 - 耐震改修については耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもので、かつ、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの。
 - 事業着手(耐震診断等の契約をもって事業着手とみなします。)は、補助金交付決定日以降にしてください。
 - 申請の前に耐震診断義務付け対象建築物であること等について、「確認書」により、区へ照会をしてください。(延べ面積 1 万㎡を超える建築物は都へ照会をしてください。)資料として対象建築物の案内図、配置図、平面図、用途・規模の判別面積算定表、建築確認済証の写し等を添付してください。
- ※要件については、必ず事前に下記【問い合わせ先】にお問い合わせください。

【補助率】

1. 要緊急安全確認大規模建築物(国単独で行う補助の場合、申請は支援室になります。)

- ①耐震診断：耐震診断に要する費用の 3 分の 1。(対象とならない経費、及び、耐震診断に要する費用の上限があります。)
- ②補強設計：補強設計に要する費用の 3 分の 1。(対象とならない経費があります。)

③耐震改修：耐震改修に要する費用の11.5%。(対象とならない経費、及び、経費の上限があります。)

2. 要安全確認計画記載建築物(区の補助制度と別に国が追加的補助をします。区で申請を受け付けます。)

①耐震診断：耐震診断に要する費用の最大で6分の1。(対象とならない経費、及び、耐震診断に要する費用の上限があります。)

②補強設計：補強設計に要する費用の最大で6分の1。(対象とならない経費があります。)

③耐震改修：耐震改修工事に要する費用の最大で15分の1。(対象とならない経費、及び、経費の上限があります。)

※補助率は区の補助制度の補助率等により変わります。事前にお問い合わせください。

◆要安全確認計画記載建築物の改修等試算表

事業費限度額(①) 延べ面積×面積単価		補助率上限(⑦)	6.6666%(1/15)
実際に耐震改修工事に要する費用(②)		採用補助率(⑧) (⑥≤⑦→⑥、⑥>⑦→⑦)	
耐震改修工事費(③) (①≤②→①、①>②→②)		算定国費(⑨=③×⑧)	
地方公共団体から支払われる補助金の額(④)		交付金+耐震緊促算定国費(⑩=⑤+⑨)	
うち国費(⑤) ③/3≤④/2→③/3、③/3>④/2→④/2		交付金+耐震緊促国費限度額(⑪=③×2/5)	
地方公共団体による補助率(A=④/③)		算定国費-限度額(⑫=⑩-⑪)	
算定補助率(⑬=A/⑩)		国費(⑬=⑨-⑫)	

※面積単価：50,300円(免震工法等82,300円)

【期間】

令和4年度末まで

【問い合わせ先・申請窓口】

要緊急安全確認大規模建築物→耐震対策緊急促進事業実施支援室(連絡先 03-6214-5838)

(<http://www.taishin-shien.jp/>)

要安全確認計画記載建築物→北区まちづくり部建築課建築防災担当(連絡先 03-3908-1240)

要緊急安全確認大規模建築物

用途	対象建築物の規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数2以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数3以上かつ5,000㎡以上
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	